

委 14-1

第13回宇宙開発委員会（臨時会議）

議事要旨（案）

1. 日時 平成10年3月16日（月）
11:00～11:30
2. 場所 委員会会議室
3. 議題 (1) 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について
(2) その他
(3) 前回議事要旨の確認について
4. 資料 委13-1-1 宇宙開発事業団法の改正について（概要）
委13-1-2 宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案要綱
委13-1-3 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について（案）
委13-2 通信放送技術衛星「かけはし」（COMETS）の第1回軌道変更の結果について
委13-3 第12回宇宙開発委員会（定例会議）議事要旨（案）

5. 出席者

宇宙開発委員会委員長代理

山口 開 生

宇宙開発委員会委員

長 柄 喜一郎

//

末 松 安 晴

//

秋 葉 鏢二郎

関係省庁

郵政大臣官房技術総括審議官

甕 昭 男（代理）

事務局

科学技術庁研究開発局長

青 江 茂

科学技術庁長官官房審議官

大 熊 健 司

科学技術庁研究開発局宇宙政策課長

千 葉 貢 他

6. 議事

(1) 宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置について

科学技術庁研究開発局宇宙政策課調査国際室 野家室長より、資料委13-1-1、委13-1-2に基づき、宇宙開発事業団法の一部を改正する法律案要綱等について説明があった。なお、法律案は閣議まで非公開扱いのため、本説明及び質疑は、非公開で行われた。

これに関し、委員より、海外で第三者損害が発生した場合、損害賠償の裁判等はどこで行うのか、外国企業の衛星を打ち上げる場合も宇宙開発事業団が損害賠償を全て負担するのか、国の衛星を打ち上げる場合も第三者損害賠償保険の付保が義務付けられるのかとの質問があった。

これに対し、科学技術庁より、このような不法行為に対する損害賠償責任に関しては第一次的には損害の発生地法に従うのが通常だが、例えば懲罰的損害賠償のように我が国では公序良俗に反するとされるようなものは、我が国においては効力がないこと、宇宙開発事業団は国内外を問わず打上げの受託を行いうるものであり、今回の措置は外国衛星や企業の衛星についても適用されること、欧米でも、他国企業の衛星を打ち上げる場合であっても、損害賠償はロケットの打上げ国が全て負担することとなっていること、現在でも、宇宙開発事業団の打上げには第三者損害賠償責任保険を付保させており、国の衛星の打上げについても同様であるが、今後はそれが法的に義務付けられることとの回答があった。

続いて、事務局より、資料委13-1-3に基づき、宇宙開発事業団が行う人工衛星等の打上げによる損害に対する賠償措置に関する宇宙開発委員会決定文案について説明があった。

これに関し、委員より、宇宙開発事業団法改正の今後の予定等について質問があった後、本案は決定された。

(2) その他

事務局より、資料委13-2に基づき、通信放送技術衛星「かけはし」(COMETS)の第1回軌道変更の結果について説明があった。

(3) 前回議事要旨の確認について

第12回宇宙開発委員会(定例会議)議事要旨(案)(資料委13-3)については、1頁1行目「臨時会議」を「定例会議」に、2頁下から7行目「失敗よる」を「失敗による」と修正することとされた。 以上